

会 議 録

会議の名称	令和元年度第４回白岡市参画と協働のまちづくり審議会
開催日	令和元年７月２６日（金）
開催時間	午後３時 から 午後４時５３分 まで
開催場所	白岡市役所 ４階 会議室４０４
会長の氏名	内山欣春
出席者（出席委員）の氏名・出席者数	内山欣春、稲垣 操、渡部 勲、中島勝夫、青木伸行、江原 孝、登坂君江、鈴木きよ子、西村恵子・９人
欠席者（欠席委員）の氏名・欠席者数	田中文明・１人
説明員の職・氏名	市民生活部 部長 高澤利光 地域振興課 課長 長倉健太郎 地域振興課 主幹 小林聡一 地域振興課 主査 市民協働担当 中野立士 地域振興課 主事 市民協働担当 川越沙織 地域振興課 主事 市民協働担当 小林菜瑞乃
事務局職員の職・氏名	市民生活部 部長 高澤利光 地域振興課 課長 長倉健太郎 地域振興課 主幹 小林聡一 地域振興課 主査 市民協働担当 中野立士 地域振興課 主事 市民協働担当 川越沙織 地域振興課 主事 市民協働担当 小林菜瑞乃
その他会議出席者の職・氏名	傍聴者 １人
会議次第	１ 開会 ２ 挨拶 ３ 会議事項 （１） 「行政」に係る自治のあり方の検証について （２） 「議会」に係る自治のあり方の検証について （３） 検証結果の取りまとめについて

	(4) 白岡市参画と協働のまちづくり審議会条例第2条3号に規定する「市民活動に関する情報を収集し、又は発信する場所」の検討について (5) その他 4 閉会
配布資料	会議次第 資料1 白岡市自治基本条例に規定する自治（行政）のあり方の検証結果について（案） 資料2 白岡市自治基本条例に規定する自治（議会）のあり方の検証結果について（案） 資料3 白岡市自治基本条例に規定する自治のあり方の検証結果について（案） 資料4 白岡市参画と協働のまちづくり審議会条例第2条第3号に規定する「市民活動に関する情報を収集し、又は発信する場所」の検討について（案） 資料 平成28年度第6回白岡市参画と協働のまちづくり審議会会議録及び会議資料の抜粋 資料 平成29年度第2回白岡市参画と協働のまちづくり審議会会議録及び会議資料の抜粋 追加資料 白岡市コミュニティセンター自主事業計画抜粋

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
事務局（長倉課長）	1 開会 長倉課長の進行により会議が開会した。
内山会長	2 挨拶 内山会長から挨拶がなされた。
事務局（中野主査）	3 会議事項 (1) 「行政」に係る自治のあり方の検証について 事務局から資料1について、説明がなされた。
内山会長	（質疑） 具体的には6ページの文言の修正というかたちになりますが、今説明があったとおり、「しかし」の後、「平成30年度に実施した市民アンケート結果では」という文言が追加されました。 ここで特に、意見が強かったA委員さんどうでしょうか。こんな文言でよろしいでしょうか。
A委員	そうですね。
内山会長	はい、ありがとうございます。他の皆さんもよろしいでしょうか。 この会議事項(1)については、文言追加ということで進めてください。 では、次にまいります。
事務局（中野主査）	(2) 「議会」に係る自治のあり方の検証について 事務局から資料2について、2の(1)まで説明がなされた。
内山会長	（質疑） 4ページに○が12個ありますが、皆さんから出された御

	意見を時系列で並べていただきました。まずこの(1)のところで、皆さんに御意見をいただきたいと思います。
A 委員	○の5つ目ですが、「執行部が技術的な面について」と書いてありますが、執行部とはどういう意味なのでしょう。
事務局（中野主査）	「執行部」とは、例えば何か政策的な提言をされるときに、担当課がおりますので、そのことを指しております。
A 委員	では、行政のことですか。
事務局（中野主査）	行政です。 また、議会に提案するまでの手続き的なものを議会事務局などがお手伝いさせていただくというような意味です。
A 委員	普段はあまりしていないのですか。言われたらやるというものなのか、それとも提案をしたときにはするものなのか、分からないときだけしてもらえるものなのか、その辺りが分からないです。 技術的と言うと、むしろやりくりが上手くなるようなテクニカルなことを言っているみたいなので、それでよいのか疑問です。
事務局（中野主査）	それにつきましては、前回議論の際に、議員提案条例があまりないというお話が出されたと思うのですが、その議論を事務局として、執行部として、手続き的な部分のお手伝いをしたらよいのではないかという御意見と受け止めて、まとめさせていただいています。
渡部副会長	それは議会事務局ですね。「執行部」と言うと少し違うように感じます。 「執行部」と議会は基本的には別ですから、議会事務局というのはあくまでも、議会の一部でなければならないですし、

事務局（長倉課長）	二股をかけるようなことは絶対許されないはずです。議会事務局が議会、議員の手足となって指示に従って動くわけで、そうでなければ、二元代表にならないではないですか。 それを鑑みると、この表現が悪いですね。これは私が発言したのですが、発言の真意が伝わっていないようです。文章としても議会事務局とはっきり謳っていただきたい。 渡部副会長さんがおっしゃるとおり、自治体によっては技術的な面もサポートしている議会事務局がございます。県庁の県議会などは、法務担当のセクションがありまして、議員提案の条例を出すなど、そういったことを行っているところは現実としてあります。 しかし、市町村の議会事務局となりますと、専門の職員をつけたりすることはなかなか難しかったりすることがありますので、執行部側としても協力をしながらやっていくのが、現実的なやり方なのかなとは思っています。 なお、４月に行われた機構改革で、議会事務局の強化を図ったところでございます。これまでは、局長の下に職員がおりましたが、その間に課長を挟みまして課を一つ作ったものでございます。 この改革は議会をもう少し活性化しよう、もっと強くしようという意図もあると思います。 しかし、法規のテクニカルな部分が多いので、そこに専門職員を充てるのはなかなか難しいというのが現実ではあります。
渡部副会長	実際今までの経緯で、いろいろやってきたというのはあるでしょうし、それは理解しているのですが、自治基本条例の基本的な精神はそうではないですよ。 自治基本条例に基づく検証なので、その辺のところをしっかりと踏まえていただかないと曖昧になってしまうのではないかと思います。

内山会長	ということは、ここで表現されている文面について、若干見直しというか、検討が必要ということを感じます。その辺りについて皆さんの御意見をいただきたいと思います。A委員さんどうですか。
A委員	「執行部」とは、どのような意図で言っているのかなと少し気になったので、執行部の義理的なものなのか、サポートや推奨するものがあるのか、そこについてはどうなのかと思いました。
内山会長	単純にこの「執行部」という言葉を理解すると、先ほど渡部副会長の御説明があったとおりで、もう少しその辺りを理解できるような文言があるのかなと思います。
事務局（長倉課長）	先ほどもお話がありましたけれども、「執行部」のところを「議会事務局」に置き換えていただくと、恐らく文章的にもしっくりくるかと思います。
内山会長	なるほど。皆さんどうでしょうか。「執行部」のところを「議会事務局」という表現に変えるという提案がございました。
事務局（長倉課長）	念のため、文言が適切か否かを議会に確認しに行きます。
事務局（長倉課長）	議会に用語の本が有るそうなので、とりあえず仮に「議会事務局」とさせていただいて、次に進めていただいている間に確認いたします。
内山会長	では、「執行部」という言葉を「議会事務局」に変えるということで結論を出しておきたいのですが、よろしいでしょうか。 では、そのようにお願いいたします。○の5つ目はそれでよろしいですか。

A 委員	それ以外の項目はどうでしょうか。 次の○なのですが、「議員と市民との対話集会を実施してほしい」とは、どのような意味なのか分かりません。これは誰がどのように言っているのでしょうか。ただの願望を言っているのでしょうか。これは議員さんに頼んでいるのですか。
事務局（中野主査）	こちらはそこまで具体的な発言ではなかったかと思えます。 議会はなかなか遠い存在で、その制度とか仕組みがよく分からないので、今、A 委員さんがおっしゃったように願望として、そういった機会でもあればよいのではないかという御意見だったと思います。端的にまとめますとこのような表現になってしまうので、主体として誰がどのようにやるのかということを入れていないです。
A 委員	単に議員さんに市民とやりなさいよと言っている感じがします。議員さんの立場から言うと、何故そのようなことを言われなければならないのかと思うのではないのでしょうか。 ですから、特段議員さんだけにこのように言うのもいかなものかと思えます。
内山会長	という御意見です。どうですか。
事務局（高澤部長）	再確認させていただきたいのですが、このページにつきましては、前回の会議で議会の検証を進めていったわけですが、その中で委員さんから出た意見をまとめて、主なものを載せたものです。 これを発言された方からは、特定の議員の支持者であれば、意見を聞いてもらえる会議とかいろいろあっても、そうでない方は議員さんと意見を交換する場がないので、そういったものを作ってほしいということをおっしゃっていましたので、制度的にやれとかやらないとかそういったことでは

	ありません。
A 委員	そうすると、単に願望ですよ。
事務局（長倉課長）	はい、意見ということです。
内山会長	ここは単純な意見ということです。
B 委員	議員さんはインターネットなどで情報発信していますけど、議会側から積極的なアプローチをしていかないと、議員と市民との間の距離は深まらないですし、議員一人ひとりが何を考えているのか、実際どういったことを行っているのかを知るためには、そういった機会が議会改革としてあった方がよいのではという意見だったと思います。
内山会長	意見、感想ですね。
C 委員	似たような切り口の話なのですが、下から３つ目の○のところとドッキングしたらよろしいのではないのでしょうか。枕詞にこの下から３つ目を置きまして、つなげていけば少し自然になるのかなと思うのですが。 それと、この下から３つ目で、確かに発言があったのですが「関心もない」と言うのと、この審議会のメンバーの総意としてはいかがなものかと私は思います。文字として残っていると、相当違和感があります。
内山会長	「機会が全くない」というところまでは上から６番目の○につなげたらどうかということと、「関心もない」というのはいかがなものかという御意見ですね。
渡部副会長	この言葉の意味するものは、市民個人とすると、取っ掛かりがないといった感じがあるのではないのでしょうか。もっと議会、議員の方から出てきてくれませんかという願望がこの

	中に含まれているような気がします。それを文章にするとこうになってしまうのですが、背景には市民の素朴な思いがある気がします。
A 委員	でも、あまり素朴すぎても皆それぞれ望みすぎてしまうので、どうなのかなと思います。
内山会長	これは失礼ですが、発言者はどなたでしょうか。
D 委員	私です。 対話集会とは言っていないのですが、議員の方に話を聞きに行った際に、こういったことをやりましたということは聞けても、こちらからの意見はあまり聞いていただけないと思いましたので発言させていただきました。
内山会長	それが、関心もないという表現になると。
D 委員	それは言ってないです。私が言ったのは、上から 6 つ目のところです。
内山会長	議員さんがその話を聞いても、施策に結びつかないということですか。
D 委員	あまり動いてくれている感じはないので、それで恐らく「対話集会」という言葉が出てきているのではないかと思います。
内山会長	そうすると、「関心もない」という言葉は、別な言葉に表現しておいた方がよいのかなと思いますね。 ただその前に、C 委員さんからの提案ですと、6 番目の○の項目と合体させて別な文面にすれば同じような意味合いのものになりそうということでしたよね。

D委員	そうですね。やっている議員さんもいらっしゃいますし、そのような機会がないので、議員さんの方から開いていただければと思います。できれば、もっと議員さんの意見も聞きたいですし、やったことの報告だけではなく、逆に、今はこのような状況でこのようなことを考えているかどうかと、こちらの意見も聞いていただけるような何かがあるとよいなと思います。
内山会長	もう少し表現を変えると、もっと市民側の意向を聞いて、それを提言できるような活動をやってほしいということでしょう。
D委員	そうですね。やったことだけを一方的に聞かされるので、こちら側の意見も聞いていただけたらと思います。
A委員	議員さんは個別に権限があるわけで、やっている人もいるし、やっていない人もいるわけですから、議員さん全員に向けてやっていないと言うのは言い過ぎではないかと思います。 それを言うのであれば、市民の方もそうだと思いますよ。興味があったらその人の身近なところでいろいろ見て、その人に投げ掛けなくてはいけないと思います。
内山会長	これは個人の立場の意見でしょうね。その個人の方が議員さんと接する機会や議論する機会が少ないというようなイメージでおっしゃっているのしょうから、他の人たちは議員さんともっと接触をたくさん持っていて、あるいは議員さんの方から市民の方に接触を持っている人もいますからね。 ということを考えると、ここにあるように「接触する機会が全くなく」という部分は、少し修正が必要なのではないかと思いますね。

A 委員	少し言い過ぎではないかと思いますよね。
B 委員	これはやはり、議会全体で捉えなければならないと思います。 やっている議員さんはいらっしゃいます。 ただ、議会がどのように改善していくのか、どうやってきたのかということをまとめていきますと、議員さんの努力と言ったらおかしいですけど、議員さんは議員さんで議会として、前向きに活動していこうという気持ちが必要だと思います。そうしないと逆に、議員さんのレベルが上がっていかないと、市民とどのように関わっていくのかが大事だと思います。 議員さんは特別な職ではないわけですから、市民の代表である以上はそういうところをもっと変えていくというような姿勢がほしいなという希望もあります。
内山会長	ということを総括すると、ここの文面は少し変更しなければならないですね。もう少し時間をかけて、今おっしゃった御意見が吸収されるような文面に考えてみてもらえますか。
事務局（中野主査）	はい。
内山会長	その前に、長倉課長さんから何かございますか。
事務局（長倉課長）	先ほどD委員さんからお話があったように、活動報告だけではなく、支援者以外の市民ニーズを把握していただきたいということが真の部分だと思いますので、そこを前面に出して、例えば「支援者以外の市民ニーズを対話集会などで把握してもらいたい」ですとか、このような書き方にすれば、D委員さんの御意見に沿ったかたちになるのかなという気がします。
内山会長	という話もあるのですが、それは6番目の〇と、下から3

	番目の○を合体させた総合的な表現ということでしょうか。
事務局（長倉課長）	6 番目の方は、「関心がない」というところは、C 委員さんのおっしゃるとおりだと思いますので、やはりここは、議会や議員と接触する機会がないということだけが出ていればよいのかなという気はします。
渡部副会長	「機会がないため関心も持てない」などですかね。
事務局（長倉課長）	「多くの市民の方が」とか一般論にする考え方もできるかもしれないですね。
渡部副会長	原因と結果があるので、そういった要因があるから関心が持てないとなれば市民の感覚に合うのではないですか。そういった文章の方がよいですよ。
内山会長	具体的にもう一回お願いします。
渡部副会長	「議会や議員と接触する機会がないため、関心も持つことができない」などでしょうか。
内山会長	それは市民側から受け止めたものですよね。
渡部副会長	そうです。これは市民の意見です。
C 委員	一応置いておいた方がよいですよ。出された意見となっていますからね。
内山会長	しかしこの「関心がない」というのは、D 委員さんの意見とは少し違いますよね。
事務局（中野主査）	「関心がない」との御意見は、D 委員さんの御意見ではないです。

内山会長	違うのですか。
D 委員	はい。私はもう少し自身の報告だけではなく、もう少しこちらにも耳を傾けてほしいということを発言しました。
内山会長	そうすると、この下から 3 番目の○は、今渡部副会長さんがおっしゃったように、「機会が少ないため、関心が持てない」としましょう。 原文の「関心もない」という発言をされた方はどなたですかね。このような表現でもよろしいですか。
E 委員	はい。
内山会長	それでは下から 3 番目の○は、「議会や議員と接触する機会が少ないため、関心が持てない」という表現に変えますがよろしいですか。
E 委員	私たち市民の意見もどんどん寄せてくださいといった話は聞いたことがなかったですし、私は議員さんと接する機会もなく、そういったことには関心がないと申し上げました。
内山会長	個人の意見はそういったことでよろしかったのですよね。
E 委員	はい。
内山会長	ということは、「議会や議員と接触する機会が少ないため、関心が持てない」という表現でよろしいですか。
E 委員	申し訳ないですが、よろしくお願いいたします。
内山会長	発言者に了承していただけたので、その表現に変えたいと思いますがよろしいでしょうか。

	では、その他の項目いかがでしょうか。
事務局（中野主査）	確認なのですが、先ほどの6番目の意見の方は文言を修正した方がよろしいでしょうか。
内山会長	今事務局の方から質問がございましたが、「議員と市民との対話集会を実施してほしい。活動報告のようなものではなく、支援者以外の市民のニーズを把握してもらいたい。」というところなのですが、ここはこれでよろしいでしょうか。これはこれで、成立はしていますよね。
A委員	これは、何のたぐいに対話集会をやってほしいということなのでしょう。議員が市民と対話集会をやるかやらないかは自由です。結局選挙で落とされてしまえばそれっきりですし、市民は日々の活動を見て投票するわけですからね。 対話集会をやりなさいよと言われても、実施する必然性があるのかなというのは疑問です。
内山会長	なるほど。
A委員	そもそも論ですけどね。
事務局（長倉課長）	先ほどもお話をしたのですが、D委員さんは活動報告だけではなく市民ニーズを吸い上げてもらいたいということをおっしゃっているんで、その部分が載っていれば、D委員さんの御意見というのははまってくるのではないかなと思いますので、対話集会を外すとか、中に入れ込むとかといったかたちの方がよろしいのではないかなと思います。
内山会長	もう少し具体的に文面で表現すると、この前半の「議員と市民との対話集会を実施してほしい」を削ってしまって、その後の「活動報告」からスタートしてまとめるということですか。

事務局（長倉課長）	そうですね。
内山会長	どうでしょう。
A委員	議員に対して少し僭越なのではないですか。
内山会長	A委員さんのおっしゃっている意見もそのとおりですよ ね。ただ…
A委員	ですから、何故議員さんが言われなくてはならないのです か。そういうことを考えれば票が伸びる、落とされるという ことなのですか。皆自分で考えていて、活動報告だってそれ が自分のアピールになるわけではないですか。やったことを 話すこと自体はやむを得ないですよ。
事務局（高澤部長）	繰り返して申し訳ありませんが、ここは各委員さんが出さ れた意見をまとめておりますので、「関心がない」とか言い 過ぎた言葉はあれですけども、そのようにD委員さんが考え たのであれば、それを消してしまうのはどうかと思いますの で、対話集会を実施しろと方法を特定しているわけではない ですし、より良い方向になると思いますので、せっかく出し ていただいた委員さんの御意見ですので是非、残す方向でや らせていただければと思います。
内山会長	そういったことをおっしゃりたい方もいたということだ す。
A委員	だけど、審議会委員の人でそう思わない人もいるのではな いかなと。
事務局（長倉課長）	最終的な取りまとめが検証結果になりますので。

渡部副会長	そういうことを踏まえて最終的な取りまとめになるのですよ。いろいろな御意見があって、結果としてこういったかたちになるので、プロセスを見るためには、やはり、出された意見はストレートにそのまま書くというのは大事なことですよね。 これをどう読むかは、受け取った議会・議員あるいは市民の方が判断することだと思います。
内山会長	ということは、6つ目の○の前半「議員と市民との対話集会を実施してほしい」という文章は消去するということでもとめたいと思います。よろしいでしょうか。 それ以外の項目はいかがでしょうか。
渡部副会長	まとめに入った方がよいのではないですか。
内山会長	そうですね。 ということで意見の部分は、今申し上げた3か所の修正ということで進めていただきたいと思います。 次の「議会」に係る自治のあり方についての検証結果についてです。この中の最後の方に「議会と市民との対話」、「議会報告会」というような文言が先ほどの意見を受けて入っていますね。よろしいですか。
渡部副会長	「議会報告会」も「インターネット生中継」も議会から市民に対する一方的な情報発信ですよ。対話というのはまさしく市民ニーズを吸い上げるための手段でもあり、議会・議員が考えていることを市民に伝える手段でもありますから、並んで書かれていますが、それぞれ意としているものが違いますよね。 ですから、「議会と市民との対話による市民ニーズの把握」などと、できれば入れていただくとよいのかなと思います。
A委員	市民というと漠然としていて、誰が対話をするのか、議会

	も誰がやるのかが全然分からないですよ。 そういったものを踏まえた上で議員になっているわけですよ。実際のところは分かりませんが、一応前提としては、市民の意見を吸い取って、いろいろ提案した政策が受け入れられて議員として成立しているわけです。 それなのに、義務化しているならともかく、これは少し曖昧すぎではないでしょうか。行政や市長がやるならよいかもしれないですけど、対話と違ってどうなのでしょう。
内山会長	御意見としてよく分かります。 例えば、議員さんと市民の対話なら理解できると思うのですが、議会と市民との対話ということは組織との対話ですよ。
A 委員	なんだかそうみたいです。
渡部副会長	議会ではなく議員かもしれないですね。「議員と市民との対話」。ただこれは議会の検証ですからね。
内山会長	そうなのですよ。
A 委員	だから、その辺がよく分かりません。
渡部副会長	議員さんだとしても、もっと市民との間の距離を縮めてほしいですよ。
A 委員	身近ではない人は議員になれないはずです。
渡部副会長	検証上は、議会のあり方となっています。
A 委員	議長が議員さんをまとめて、こうやりなさいよとは言えないのではないのでしょうか。

内山会長	3 ページに自治基本条例抜粋というのがありますよね。 「第3章 議会」の囲みの中の下の方、ページ全体で言うと中ほどに、「議員の責務」というものがあります。 今高澤部長からお話がありましたが、この「議会」という章の中で「議員の責務」を謳っているということは、議員という表現でも問題ないとのことでしたので、例えば、先ほどの文面に戻ると、下から2行目の「議会と市民との対話」というところを「議員と市民との対話」にすると、より分かりやすいと思います。 それと、そういった意味では「議会報告会」という表現はいかがですか。「議員報告会」とは言わないのですね。
事務局（高澤部長）	地域によると個人ではなく、議会としてやっている部分もあります。もちろん個人もありますし、中には議会で行っているところもあるようです。
内山会長	では、この表現でも間違いではないですね。
A 委員	しかし、議会でやるとなると、ある程度コンセンサスというか、議会の中でも割れている問題もある中で、それを一括でやることはできないですよ。並列のことは報告できるかもしれないですが、それはもう議会の中でやっているわけですから、それを改めて報告会というのはどうなのでしょう。
事務局（中野主査）	こちらの検証結果の補足の説明をさせていただきます。 議会は、市長側と二元代表制といった部分がありまして、前回このお話をさせていただいた際に、大前提といたしまして、例えば、市長の附属機関であるこの審議会で、こうしてください、ああしてくださいと議会に進言したとしても、議会は議会で決めることなので、なかなかできないということを申し上げたところです。 つきましては、議会運営の立場でこういったことを行ったらよいのではないかなどの提案をさせていただくという前提

A 委員	に、この表現をさせていただいております。 そうでなくても進捗がないとか関心がないとか、結構な誹謗を議員さんに言っているような感じで、少々可哀相かなと私は思っています。 それに、議員さんにはそれなりに見識がある人がなっているのかなと思います。 やはり市長も議員も地方レベルで見ると、なり手不足で対立候補がいらないために無投票でなっているところも多いですし、なり手がいないからこうなってしまったというのが実態だとは思いますが、ある程度議員さんは見識がある人がなっているという前提で考えていただきたい。
内山会長	その考え方で表現すると、例えば、議会報告会という言葉はどうなのでしょう。
A 委員	言わずもがなで、十分かは分かりませんが議会で出していますよ。県も出していますが、1 議員が発言したのは1 行か2 行くらいです。それに対する回答が出ていたのか出ていないのか、私も精査してないので何とも言えないですが、あるということは実際に出していますよね。
内山会長	ありますね。あるけど…
A 委員	趣味が合うかどうかもあるし、議員さんよりもまずは、市民の方にお説教した方がよいのではないのでしょうか。 それと、こうしたらいかがですかとした方がよいかなと思います。
渡部副会長	だから、検討が必要です、検討してくださいと書いてあるのですよ。 要は、私たち市民が検証しているのです。市民が思っていることを検証の結果としてまとめたわけですから、よいので

A 委員	はないですか。議員がやるべきことは決まっていて、それはやらなければならないですし、市民と議会は別物ですからね。
渡部副会長	市民は市民ですけど、市民を差し置いて議員さんの方ばかり言っているのでも少しいかがかなと思いました。
B 委員	結局、議会に無関心とか、政治に無関心とか、選挙をやっても投票率が低いとか、これって大きな問題なのですよ。 私は議員になったから私の好きなようにやったらよいという姿勢ではなくて、市全体で見たときに、政策が議会としてどうなのか、行政としてどうなのかといった議論にいかないと、政治や選挙に対する市民の姿勢は変わらないし、議会への関心もなくなっていくますから、傍聴もしないし、何もしないということになると思います。 最終的には市全体が不幸になっていくと思うので、情報提供、情報を吸い上げるという議会の活動も必要なのではないかと思っています。
内山会長	という御意見を踏まえて、これをまとめるとすると、例えば先ほど、対話という部分で「議員さんと市民との対話」とした方がよいのかなというところが一つありまして、その後の文言はそのまま、「検討が必要です」ということで進めたいのですがいかがですか。この後の議題のこともありますので、概ねそんなところでまとめていきたいと思います。よろしいですか。 では、次にまいります。
事務局（中野主査）	(3) 検証結果の取りまとめについて 事務局から資料 3 について、説明がなされた。

内山会長	(質疑) ありがとうございます。どうでしょう。これは総括ですね。
事務局（中野主査）	はい。
渡部副会長	基本的にはこの文面でよいと思います。 市民にも責任があるとは思いますが、やはり、ボールを投げる役割は、行政と議会がもっと積極的に担って、市民側にどんどん与えてもらいたいと思います。 一連の検証の中で、情報提供してもらいたい、市民のニーズを積極的に吸い上げてもらいたい、そういった我々委員の思いがこの中に思いが詰まっていると思いますね。
内山会長	ということで、これでよろしいですかね。ここについてはこれでいきましょう。
事務局（中野主査）	(4) 白岡市参画と協働のまちづくり審議会条例第2条第3号に規定する「市民活動に関する情報を収集し、又は発信する場所」の検討について 事務局から資料4について、説明がなされた。
内山会長	(質疑) 「3 検討状況」について、今までのこの会議の方向性としては、活動センターの機能をコミュニティセンターなどに位置付けることが望ましいという考え方になってきていました。 コミュニティセンターの活用については、細かいことを言えば、場所によって有料で使わなくてはならない部分とか、無料でも使える部分とか、そういったところもありますよね。 ですから、今まで少し議論があったと思うのですが、そのことも含めて皆様の御意見を述べていただきたいと思います。

渡部副会長	す。 まず、4の「(1) 施設環境等、施設の設置場所の考え方」です。これは、今申し上げたようなコミュニティセンターでよろしいかどうかですね。どうですか、渡部副会長さん。 コミュニティセンターを見学して、ワークショップも行って、我々審議会としては、とりあえずそこから始めてもよいのではないかと思います。 これは場の問題と、ソフトである運営の問題がありますが、むしろ運営の方が問題です。どのように運営して、我々が元々考えているものを実現していくのかということが大事なところなので、そのためにはまずはスタートすることではないでしょうか。場所のことに拘っていると、その先にいけないといった感じですね。
内山会長	そうですね。 皆さんの御意見はどうですか。 エントランスホールのところの展示スペースについては、既に市民活動に関する情報が相当入っていますよね。そういう環境もでき上がっているわけです。それが良いのか悪いのかは分かりませんが、そんな会場にもなっているということから、あそこをスタートの場所としたいということです。 この後、運営については(4)で議論になりますけれども、一応その設置場所については、コミセンにするということで、ここで決定しておきたいということで、よろしいでしょうか。 続いて「(2) 施設の雰囲気づくりをどのように行うか」です。これは相当難しいですね。どなたかありますか。
事務局（中野主査）	視点として見ていただく部分でございますので、(2)、(3)、(4)は一括りで見えていただいてもよろしいかと思います。(1)はハードの部分で、実際の運営をどうしていこうかというところ

	ろを(2)、(3)、(4)で検討するといったことでございます。 まず、市民活動センターとは何をするとお考えますと、団体運営に関する人為的、経済的な物的な相談業務ですとか、個人や団体間のマッチング、そういう拠点的な機能を設ける場所だと考えられます。 そこに行政職員が配置されて、それができるのかとなるとノウハウがなかったりするものですから、今コミュニティセンターの運営は指定管理でやらせていただいておりますが、そういったノウハウがある方々にお任せできれば、運営部分ですとか、人材の確保ですとか、そういったところが上手くいくのではないかという風に考えているところでございます。 そういった部分も含めまして、この(2)、(3)、(4)で御審議いただければと思います。
内山会長	この審議会の旧メンバーで、過去に加須市と、宮代町と、桶川市の市民活動センターを見に行ったことがありますよね。それぞれがそれぞれの特徴を踏まえて、活動しているということが分かりましたよね。 ですから、白岡もあそこを拠点にして市民活動センターとすると、どのようなやり方がよいのかということで、いろいろなやり方が検討できると思います。 今お話のあったように、ある程度ノウハウのあるコミュニティセンターの指定管理者の力を借りながらその場所を運営していくといった方法、あるいは全く別な方法、例えば、市民だけでやってもよいのではないかとといった御意見もあるかもしれません。そのことを議論の題材として、皆さんから御意見をいただきたいと思います。いかがでございましょう。
渡部副会長	例えば、隣の宮代町は、進修館でNPOに管理を委託していて、もう10年くらいになるとおっしゃっていましたよね。そういった方法もありますし、桶川市は市の直営でした

事務局（長倉課長）	よね。加須市の場合は、市民が行っていましたよね。 白岡市のコミュニティセンターについては、指定管理制度を取り入れてから１０年が経ちました。議会の承認を得て、５年間の協定を締結するのですが、２期１０年をシダックスにやっていただきました。 どちらかと言うと、館の運営主体としての管理を中心として行っていたいていたこともあって、市民活動に積極的に取り組んでいただきたくても、なかなかそこまで踏み込めなかったところがございます。 今回、新しい指定管理者をどういった事業者をお願いしようかと考えた時に、やはりこの審議会ですら今まで審議していただいた経緯もございますので、市民活動などのソフト事業に重点を置いた事業者さんをお願いしたいという視点でお手続きに入りました。 そして、市民活動に優位な街活性室株式会社という法人さんと、コミュニティセンターには西児童館がある関係で、その児童館運営ですとか、学童保育所の運営に優位なカローレという鶴ヶ島市にあるＮＰＯ法人さんが合併で会社を立ち上げていただいた「白岡まちづくり共同事業体」という会社をお願いをしたところであります。 実際どういったことをこれからやっていくのかというところで、社長とも話をしているところなのですが、市民活動支援を一生懸命やっていきたいということです。 具体的には、団体の設立の相談だったり、団体を運営する相談…例えば、市民団体を運営する上で直面する人、物、カネの課題などを職員が相談に乗ったり、助成金を活用する講座を開くことなどがございました。白岡市だけではなく、県だったり、財団法人だったり様々な助成金を出しているのですが、そういった助成金の紹介とか、活用方法などを紹介して、市民団体の活性化を図ったり、その他、指定管理者が新設する総合発信機能を有するポータルサイトの活用講座、プレゼンテーションの資料を作成する講座、ＮＰＯを立ち上
------------------	--

	げるための支援の講座、市民リーダーを養成する講座、そういったことを事業として持ちたいという案も出していただいております。 今年度は初年度なので、そこまで踏み込んではいないのですが、今回この審議会で市民活動の拠点という御意見を出していただければ、次年度以降は本格的に進めていきたいと思っているところではございます。 正直、職員が直営で既存の施設を使ってやる場合ですと、通常の行政事務に対するスキルについてはありますが、なかなか市民活動・NPOの支援となりますと、突っ込んだところで支援をすることが難しかったりするケースがございます。 そこで、こういった団体の力を借りてやるということが非常によいのかなと思っているところでございます。
事務局（高澤部長）	コミュニティセンターの指定管理者を定めるに当たりまして、応募していただいた方から提案書をいただいているのですが、その中に自主事業でこのようなことをやりますという計画書をいただいております。 今、お配りしているものは、現在の指定管理者が提出してきた計画書の抜粋です。 少し網掛けで市民活動支援というジャンルが出ておりますが、先ほどの長倉課長の話はこちらのことを指しております、プレゼン資料作成講座やNPO支援講座など、市民活動の支援を行うような講座や相談業務、そういったものを元々指定管理者の方からやりたいということで御提案をいただいております。 白岡市としても市民活動の活性化のためにやってもらいたいということで、今回、この業者さんを選定した経緯がございます。
内山会長	すごいノウハウを持っていますね。

事務局（長倉課長）	そうですね。 実際、鴻巣市の市民活動センターを指定管理で受け持っている実績がありますので、そこで得られたノウハウを白岡に持ってきてくれるということで話は進んでいます。 情報の収集、情報の発信ということにも力を入れておりまして、先ほど渡部副会長さんが持っていたらっしゃいました白岡ニュースも毎月発行していくことになりました。
渡部副会長	毎月ですか。
事務局（長倉課長）	はい。 お金の関係があって毎月号地域に回覧することはできないのですが、通常はインターネットや公の施設などに置かせていただいて、回覧は年2回くらい行っていくということで、今話をしているところでございます。
内山会長	すごいノウハウを持っているところで、私たちはどのような役割ができるのかと疑問が湧いてきてしまいますが、協力してやっていくということなのではないでしょうか。
渡部副会長	ゼロから立ち上げるのは大変ですからね。とりあえずは、ベースになるものを持ってらっしゃる方にやっていただいて、そこに我々もこうした方がよいのではないかと段々と携わっていくということで考えて、まずはノウハウを持っているところにお任せするのが現実的な選択だと思います。
内山会長	お互いにノウハウを提供し合うということですね。それは向こうも勉強となりますし、こちらも勉強になる、そのような感じですかね。
事務局（長倉課長）	その通りですね。そのまま持ってくるだけではなく、あくまで白岡のかたちに合わせてもらうということが重要なところだと思っています。

渡部副会長	そうですね。
内山会長	ということで、今の数分間の議論は、検討の視点の(2)～(4)を議論したということになるのですね。 (4)の最後に「人材の発掘」という視点があるのですが、これはそこにお任せするといった感じでよいですかね。
事務局（長倉課長）	人材発掘につきましても、全てお任せをするのではなく、指定管理をお願いしているところの社長と話をしているところで、やはり行政として動かなくてはならないところ、こういった審議会の委員さんの意見を聞いたことも伝えるようなかたちをとっておりますので、全て指定管理者にお任せということではないということで、捉えていただければと思います。
内山会長	まずは、白岡の自治基本条例を知ってほしいですね。この条例の中には、さらにこういう条例があるといったことも知ってもらって、それに基づいて運用をしていただくというようなことが前提になると思いますね。 皆さんいかがでしょうか。 もし皆さんから御意見がなければ、今いただいた情報を総合的に文章にさせていただいて、一応この審議会としての方向性というか、取り組み姿勢、そんなかたちにすることということでよろしいでしょうかね。
A 委員	指定管理者制度は、どこまでどういう風に管理をしているのですか。完全に投げてしまうのはだめなのですか。
事務局（中野主査）	中の運営のことですか。
A 委員	そうです。マネジメントも資金も全部やってもらわないと、効率が悪いですし、お金にもならないですし、やりにく

内山会長	くてやれないですよ。もしやってもらうのであれば、お任せしてしまった方がよいのかなと思います。 資金はこちらの方で出すのか、マネジメントはどうするのか、主導権はどちらにあって、どのようにやるのかを教えてください。 どうでしょうか。
事務局（中野主査）	まず、コミュニティセンターという建物の性質上、公共施設でございますので、いわゆる商売をしているものではなく、例えば、運営を全部お願いして、そこで得た収入で回していくという事業の性質ではありません。 指定管理というのは、公的な施設の運営をお任せしているものでございまして、白岡市の方から運営するための資金として、指定管理料というものをお支払いしております。 その中で、コミュニティセンターとしての事業を運営していただいております。今回の市民活動センターにつきましては、またそこに含めるかたちにするのか、それ以外の業務委託として、街活性室にお願いするのか、それは、今後検討させていただきたいと考えております。
事務局（長倉課長）	平成14年度ぐらいに地方自治法の改正がありまして、それまでは市の直営で職員が管理運営を行うか、業務委託を行うことができるようになっていたのですが、当時は小泉内閣の頃で骨太の改革などがありまして、もっと民間のノウハウを入れれば活性化するのではないか、財源的にも良くなるのではないかということで行った改革の一つが指定管理者制度です。 白岡でも様々な施設で指定管理者制度を導入しております。具体的には老人福祉センターやプール、総合運動公園も指定管理者に行っているところですが、それぞれにやり方が異なります。 駅前にある駐輪場も実は白岡市の駐輪場で、指定管理者が

	運営を行っています。先ほど資金のお話がありましたけど、駐輪場は駐輪料金でペイができてしまうため、一切白岡市からお金を払っておりません。しかもあがりまで出ています。協定で、ある一定以上のあがりとなった場合は市に返してもらうことになっております。 一方、コミュニティセンターにつきましては、利用者から利用料を貰っていますけども、それだけで回せる施設ではありません。市の方から補填をして、西児童館を除くコミュニティセンターの部分だけでも年間2千万円くらいお支払いしています。その5年契約ですから、1億円を超える金額が実際はかかっているところです。 そこで、マネジメントの話になりますけれども、基本協定書を締結しているところですが、どちらかと言うと今までの業務委託よりもある程度の判断をすることができるので、包括的な契約と考えていただければよいかと思います。 業務委託でしたら、行政判断を職員がやらなければならないところですが、指定管理者でしたらある基準の中で館長が判断したりすることもできるというかたちになっております。 ですから、行政がこれをやってくださいということ以外に、「自主事業」という言葉を使うのですが、指定管理者自らがこういった事業をやりたいというものを出示してきます。それが今お手元にお配りしたものでございまして、実際に自主事業ということで指定管理者が出示してきたものです。 ある程度自分たちでやること決められるというのが、今の指定管理者制度だと考えていただければと思います。
A 委員	それは、契約を結んでやることですから。
事務局（長倉課長）	そうですね、協定を結んでいます。個別個別については、こちらでは…

A委員	そうすると、相手方はやはりやりにくいわけですよ。いろいろ言われたりして、こちらではこういった決まりがある、経緯があるなど、いちやもんを付けられるわけですよ。そうすると、事業自体も儲からないし、マイナスになっていきますよね。マネジメントについても、言われるのですか。
事務局（長倉課長）	人事のことに関しては、こちらの方から口出しはしておりません。 先ほどの儲かる、儲からないといった話ですが、駐輪場につきましては確かに、儲かる、儲からないが出てくると思うのですが、コミュニティセンターは初めから予算はこれですから、この中でやってくださいと出しています。 ですから、コミュニティセンターを使ってビジネスをやろうという考え方ではないと思っていただければと思います。
A委員	ビジネスではなくとも、委託された方は最大限に活用しようと思うわけですよ。市から言われたことはあまりやりたくないでしょうし、自主事業とか自分たちの思っている事業をやりたくなっていくのではないかという懸念があるわけですよ。あんまり言うことを聞かなくなっていくですよ。
事務局（長倉課長）	今までの指定管理者さんの傾向としては、コストがかかりますので、事業実施が少なくなってくる傾向はあります。 それは傾向としてあるわけですが、今回新しい指定管理者を選ぶ前提として、そこの部分をしてくれる業者を選んできています。 まだ、結果的には5年後どうなっているかは分かりませんが、現状では自主事業ができる業者を選んでいるということなので、そういった心配がないようなかたちでいきたいと思っていますところですよ。
A委員	難しいと思うのですよね。余談ですが、水道の民営化だと

事務局（長倉課長）	上手いかないけないところが多いみたいです。 丸投げというわけにはいかないのでしょうか。かえって丸投げもよいのではないかと思います。 いくつか決めておいて、これだけやってくれというようにしたら、向こう側もフレキシブルにやれるし、活動しやすいのではないかなと思います。 おっしゃるとおり、自由度を高めた方が民間活力を使うという点では、非常によい面があると思います。 しかし、公の施設ということもありますので、ある程度、行政が手綱を持っていなくてはならないところは当然あります。 公序良俗に反することはしないと思いますが、月例で必ず報告書を出してもらうことはもちろんのこと、自主事業でどういったことをやるのかなど、それでもチェックしなければならないということはあると思います。チェック機能としての行政の立場がありますので、それは明確にするようにということで実際にやっております。 また、行政と指定管理者の目線を合わせるためにも、定期的に社長や幹部の社員、私や子育て支援課の役職者で定期的に懇談会を開いておりまして、市民活動の考え方なども話し合いをしているところではあります。今後もそれについてはやっていきたいと思っております。
内山会長	過去に視察した加須市の市民活動センターでは、活動グループの情報交換の機能として、各グループの情報交換ボックスみたいなものがたくさんあって、そこにそれぞれが資料を投入していましたよね。管理者がそれらを管理してくれたりしていたのですが、例えばそんなものができますかをお願いしたりできるのかは気になりますね。
事務局（中野主査）	市民活動の拠点としての機能を持たすわけなので、そこは最重要な部分だと思います。先ほど申し上げましたとおり、

事務局（長倉課長）	団体間や個人間、そういったマッチングで上手くつなぎ合わせるのが拠点の機能でございますので。 鴻巣市の市民活動センターでは、団体ごとにファイルが置いてありまして、誰でも閲覧可能になっていました。そこで情報を得て、自分が活動に参加したい団体とマッチングをしていただけるそうです。職員も常駐しておりますので、アドバイスを聞きながらやることができまして、そのやり方は、白岡にも持ってこられるものだと思います。
渡部副会長	諸々そういったノウハウを踏まえた上ということですよ ね。 ただ、指定管理と言っても、丸投げというわけではなくて、市民のニーズや意見を反映できるような、市民も入れる運営協議会のようなものを将来的に設けてやっていくというのはどうなのでしょう。
事務局（長倉課長）	現時点で協議会等の組織化の話は出ていませんけども、指定管理者のスタイルを見ていると、市民の皆さんの声をお聞きするということはかなり考えていただいているようなので、その辺りも機会を見て話をしたいと思います。どういうかたちになるかは、指定管理者の考えもありますので、今この場でお答えはできませんけども、今後話していきたいと思っています。
A委員	例えば、中のレイアウトなどは、市の方で決めたらそのとおりにはやらなくてはならないのですか。 それとも、ある程度、指定管理者の活動しやすい方法にすることを認めていく方向で考えているのか、その辺はどうなのでしょう。
事務局（長倉課長）	レイアウトのことについても話題には挙がっているところ です。

内山会長 事務局（長倉課長）	コミュニティセンターの造りとしては、ホールがあって、その脇が一段下がって談話室になっています。 一応、バリアフリーにはなっていて、車いすも降りられるようになっているのですが、あのスペースが指定管理者から言わせると、少しもったいないという思いがあるようです。 現状、ソファが置かれていますけども、そこにテーブルやパーテーションを置くことによって、会議ができたり、フロアをうまく使うことができるのではないかと考えているようです。 しかし、大きな造作をしたり、大きなレイアウト変更については、指定管理者からこちらに話をいただくかたちをとっております。 それは、館の主の管理としては、当然市に責任がございますので、その辺は話を協議した上で、できるか否かの話はしたいと思っています。予算がかかるものでしたら余計にですが、案としてはいろいろといただいております。 今の話と少し関連があると思うのですが、例えば、過去の話の中で、談話室をいつでも誰が行っても話ができる、情報が得られる、そういった場所にしたいという議論がありましたよね。 そうですね。あのスペースにつきましては、フリーで誰でも入ることができて、打ち合わせがいつでもできるような場所にしたいというのが指定管理者の考えで、私もすごく賛同しているところです。 また、若い方が打ち合わせをするときには、やはりスマホがサクサク使えるようにW i - F i が必要だとかいろいろあるようです。そういった点につきましても、フリーのW i - F i を入れるなどして進めているところなので、使い勝手は良くなってくるのではないかと思います。 一方で、子どもたちも結構談話室を使っています。児童館が隣にありますので、そこでスマホのゲームやカードゲーム
------------------------------	---

	をするお子さんたちが結構いて、和気あいあいとしているところもございますので、そういったところは残していかなくてはならないのかなと考えています。
内山会長	つまり、将来的に向かっても、談話室というのはフリースペースということですね。
事務局（長倉課長）	そうです。
C委員	補足資料の自主事業計画のメニューで、春のお祝い会やお正月遊び大会など、なかなか良いものがありそうだなと見ておりました。これは実行面では別料金になるのですか。
事務局（長倉課長）	資料が見にくくて大変恐縮なのですが、そちらは併設している児童館のメニューとさせていただいているものです。 子どもたちが参加するものについては、基本無料か、もしくは低額の料金になっていると思います。料金の入っているものもあるのですが、児童館については、無料か実費のどちらかになります。 そう考えますと、大人の方を対象にしているものについては、専門の先生をお招きしたりなどがありますので、ある程度の料金をいただくというのが今の一般的な考え方でございます。
C委員	全体を見てみますと、若い方や子どもさん方には非常に手厚くケアできるのかなといった印象を受けたのですが、我々シニア向けのところが少し弱いのかなという感じがしました。そこら辺の充実もお願いしたいと思いました。
内山会長	おやじバンド、カラオケ大会、シニア健康体操講座とかはありますね。 しかし、この計画に固定されるわけではないですよ。

事務局（長倉課長）	そうですね。あくまでも案として出ているものになります。
C 委員	春のお祝い会ではないですが、桜の小さな名所でもあるわけですから、全世代を対象としたイベントなんかをやってみるのもよいのではないかなと思いますね。
渡部副会長	市民のニーズを反映できるような運営にしていきたいですね。
事務局（長倉課長）	そうですね。市民活動の幅が広がると思いますので。
内山会長	時間が迫ってまいりましたので、ここで取りまとめをしたいと思います。 活動場所については、コミュニティセンターをスタートの場所としてよろしいかということでしたね。 それから、管理・運営などについては、指定管理者の力を借りて、私たちと協働で進めていくというような話ができるかと思います。 そして、具体的な内容については、指定管理者がおっしゃるように、やりやすいようにやってもらうということは基本でしょうから、そのニーズに答えられるようなアドバイスや協力をするということになっていくのかなと思います。 そのことを踏まえて、この部分については、今の雰囲気を経営していただいて、次回、文面にして御提示願います。
事務局（中野主査）	分かりました。
内山会長	ということで、ここについては以上で議論を終わりたいと思います。 残った時間で次回、最後の回をどうするか、どんな雰囲気になるのか事務局説明をお願いします。

事務局（中野主査）	最後の会議につきましても、御提案いただいたものを事務局の方で案としてまとめさせていただきます。先ほどの文言修正なども含めまして、全て議論が終了するかたちになりますので、市長に検証結果の報告をする際のかたちにして、次回御提案させていただきたいと思います。 それに御署名をいただければ、それをこの審議会の検証結果とさせていただきたいと考えております。
渡部副会長	会議の前には最終案というかたちでいただけるという認識でよろしいでしょうか。 それを会議の場で確定とするわけですが、もちろん修正がありましたらまた修正していただくということですよね。
内山会長	私の希望としては、次の会議で皆さんの御意見をいただいて、これを最終の検証結果にしようという総意をもって、この会議を閉めたいと思っています。 ですから、そういった時間を作ると、文言の修正が出れば、すぐに修正していただいて、ここに提出していただいて、それを確認して終わるようにしたいと考えています。その辺りはできそうですか。
事務局（中野主査）	そうしましたら、会議時間を毎回午後３時からとさせていただいていると思うのですが、例えば、もう少し早めに始めさせていただきまして、文言修正が出た際にお時間をいただいてすぐに修正いたしますので、そういった時間も取らせていただくことも考えますと、早めに始めさせていただければ可能かと思います。
内山会長	１時間くらい早めにスタートすればよいですか。
事務局（中野主査）	午後１時３０分からでいかがでしょうか。
内山会長	午後１時３０分からスタートしたいという事務局の話で

	すが、皆さんの御都合はいかがでしょうか。
渡部副会長	日程はいつでしたっけ。
内山会長	8月23日ですね。 例えば、そのスタイルになると、全員で市長に報告ができるのでしょうか。
事務局（中野主査）	市長の予定も確認しなければならないので、そこは調整させていただきますと思います。
内山会長	現状では市長のスケジュールはいかがですか。
事務局（中野主査）	当初の予定といたしましては、最後の第5回審議会まで検証に時間がかかるか、もしくは間に合わないかくらいの予想でございましたので、そこまでは押さえておりませんでした。
内山会長	つまり、結論としては、この審議会として最終の姿にして、この会議を終了とするということによろしいですね。
事務局（中野主査）	そうですね。調整がつけば、報告できる可能性もあるということ御理解いただければと思います。
内山会長	では、全員で報告できるチャンスもあるかもしれないし、それができない場合は、会長・副会長で報告に上がるということになるのですね。分かりました。そんなかたちで次回の会議を閉めたいと思います。 この会議としては、議事にある(4)まで終わったということで、(5)のその他をお願いしたいと思います。
事務局（川越主事）	(5) その他 費用弁償及び報酬の振込日について案内がなされた。

事務局（長倉課長）	4 閉会 以上をもちまして第４回参画と協働のまちづくり審議会を閉会とさせていただきます。 ありがとうございました。
議事のとん末・概要を記載し、その相違なきを証するため、ここに署名する。 令和 年 月 日	